

平成29年第1回

奈良県後期高齢者医療
広域連合議会（定例会）会議録

開会 平成29年2月14日

閉会 平成29年2月14日

奈良県後期高齢者医療広域連合議会

5. 出席議員（17名）

1番 土田敏朗君
2番 西村元秀君
5番 札辻輝己君
6番 伊木まり子君
7番 森田瞳君
8番 新澤良文君
9番 青木義勝君
10番 堀口誠君
11番 森下豊君
12番 太田好紀君
13番 東川裕君
14番 吉田弘明君
15番 阿古和彦君
16番 竹内幹郎君
17番 小城利重君
19番 今中富夫君
20番 北岡篤君

欠席議員（3名）

3番 遊田直秋君
4番 大橋基之君
18番 森川裕一君

6. 説明のため出席した者

広域連合長	上田清君
副広域連合長	吉田誠克君
副広域連合長	岡下守正君
代表監査委員	上田和利君
理事	石原正三君
事務局長	清水威夫君
事務局次長	楠原秀章君
総務課長	豊井宏至君
事業課長	岡道明君

7. 職務のため出席した者

書記 中文子

事務局職員 石井智之
速記 宮原友里恵

議長（札辻輝巳君） それでは、ただいまより平成29年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議につきましては、関係者による写真などの撮影を許可いたしておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より例月出納検査の結果報告書の提出がありました。議席に配付しておりますので、よろしく願い申し上げます。

広域連合長より招集の挨拶があります。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 奈良県後期高齢者医療広域連合議会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年第1回広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公務ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、後期高齢者医療制度の運営にご理解とご協力をいただき、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

さて、高齢者医療制度も来る平成29年度で制度発足後10年目ということになります。制度創設時から政府は保険料の均等割を本則の7割軽減に加え、8.5割軽減と9割軽減を導入するとともに、被用者保険の元被扶養者の所得割を課さず、均等割も一律9割軽減とするなどの特例措置を講じておりましたが、制度の持続可能性を高めるため、平成29年度より本則に戻すことが決定をされました。このことにより、高齢者の負担増が懸念をされることから、これらの見直しについては、全国後期高齢者医療広域連合協議会においても、高齢者にとり急激な負担増にならないよう政府に強く要望した結果、31年度までの段階的な見直しとなったところでございます。

一方、平成28年4月には広域連合が取り組むべき指標として、健診・保健指導の実施や糖尿病等の重症化予防の実施、重複・頻回受診や重複投薬・多剤投与等の防止対策の実施、後発医薬品の使用促進、データヘルス計画の策定、医療費通知の実施、第三者求償の取り組みなどが示されました。そして、この評価指標に基づき広域連合の取り組みを評価し、特別調整交付金に反映をされることとなった次第でございます。当広域連合においては、データヘルス計画や医療費通知などに既に取り組んでいるものもございますが、来年度は重複投薬者等への薬剤師による訪問事業などの実施を予定しているところであり、医療費適正化や予防・健康づくりといった保健事業をさらに進めてまいり所存でございます。

本定例会におきましては、欠員となっております副広域連合長の選任同意の人事案件1件と専決処分に係る承認案件2件、条例の制定及び一部改正の2議案、平成28年度の奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の補正予算2議案、平成29年度一般会計及び特別会計の当初予算2議案と、さきの第2次広域計画の期限が今年度に満了することから、第3次広域計画を定めることについて1議案の計10議案を提出させていただいております。何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれの議案につきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりまして招集のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（札辻輝巳君） それでは、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

直ちに日程に入ります。

日程第1、議席の指定を議題といたします。

さきの広域連合議会議員選挙に当選され、議員になられました阿古和彦君の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、私より指定いたします。

阿古和彦君の議席を15番に指定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番、伊木まり子君、7番、森田瞳君、以上2名の方を指名いたします。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日2月14日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第4、同第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました本案につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合規約第12条第5項の規定に基づき、関係市町村の長のうちから選任されておりました福西力氏が平成28年12月22日、上北山村長の任期が満了となったことに伴い欠員となっておりますので、後任に大淀町長の岡下守正氏を選任いたしたく、議会のご同意を求めらるるものでございます。学識経験ともに豊かな方であり、適任者であると存じますので、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） 異議なしと認めます。

よって、同第1号は原案に同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました岡下守正副広域連合長が、本日の会議に出席されます。

ここで、ご挨拶を受けることにいたします。

副広域連合長、岡下守正君。

副広域連合長（岡下守正君） ただいま、本会の副広域連合長に選任いただきました大淀町長の岡下守正と申します。

ご支援ご指導のほどよろしくお願いいたします。精いっぱい頑張りますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（札辻輝巳君） 日程第5、承第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について及び承第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についての2議案を、一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました承第1号及び承第2号の2案件について、一括してご説明を申し上げます。

本2案件につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

まず、承第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についての内容をご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧くださいと存じます。

本案は、主に介護休業等に関しての改正で、休暇等の対象となる子の範囲に、民法に基づく特別養子縁組を成立するために必要な監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものでございます。

また、介護休業を請求できる現行の期間を3回まで分割して取得を可能とするもの、連続する3年の期間内に1日につき2時間以下の勤務を要しないことができる介護時間を新設するもので、本施行日の平成29年1月1日に合わせて、専決処分により本条例を改正

したものでございます。

続きまして、承第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてをご説明いたします。

議案書の5ページをご覧くださいと存じます。

本案については、法律が非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されたことに伴い、現行では育児休業ができない職員の範囲が定められておりませんでした。その範囲を追加するものでございます。また、育児休業の対象となる子の範囲を、さきの承第1号と同様に拡大するものと、育児短時間勤務の取得要件の緩和、部分休業の対象に介護時間を追加したものでございます。

以上、一括上程をいただきました案件につきまして、その概要を申し上げたところでございます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論・採決に入ります。

討論・採決は1議案ごとに行います。

承第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより承第1号の採決を行います。

承第1号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。

よって、承第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより承第2号の採決を行います。

承第2号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。

よって、承第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について及び

議第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての2議案を、一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました議第1号及び議第2号の2議案について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定についてでございます。

議案書の11ページをご覧いただきたいと存じます。

本議案は、主に不当利得や不正利得に対する返還金や資格喪失後の受診、所得構成により自己負担割合が1割負担から3割負担となったことによる差額の返還金、また、第三者行為求償の対象となる医療給付等の保険者負担分の回収などの私債権を管理するために必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営を進めるため制定するものでございます。

次に、議第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の15ページをご覧いただきたいと存じます。

本案は、後期高齢者医療制度における保険料負担の適正化を図ることを目的とした「高齢者の医療の確保に関する法律」第104条第2項に基づく「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の一部が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

改正の概要としましては、2点ございます。

1点目は、被保険者均等割の軽減の対象となる世帯の所得水準が緩和をされました。均等割を5割軽減する世帯の被保険者1人当たり所得が26万5,000円から27万円に、2割軽減する基準は48万円から49万円に引き上げられ、軽減の対象となる世帯が拡大をされました。

2点目は、制度発足当初から継続していた低所得者に対する所得割軽減及び被用者保険の元被扶養者に係る均等割の軽減を段階的に本則に戻す改正でございます。低所得者に対する所得割の5割軽減を、平成29年度は2割軽減とし、平成30年度からは軽減廃止ということになります。元被扶養者に対する所得割を賦課しない点は特例を継続するものの、均等割について平成29年度は7割軽減、平成30年度は5割軽減、平成31年度は軽減を廃止いたします。

以上、上程されました2議案について、ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論・採決に入ります。

討論・採決は1議案ごとに行います。

議第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより議第1号の採決を行います。

議第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより議第2号の採決を行います。

議第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） 異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議第3号、平成28年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について及び議第4号、平成28年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました議第3号及び議第4号の2議案について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議第3号、平成28年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案書の18ページをご覧くださいと存じます。

これにつきましては、本年度見込んでおりました地方公会計導入作業を本年度では行わないこととしたことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,056万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億5,690万4,000円にするものでございます。

内訳につきましては、歳出は財務処理や財務会計システムを地方公会計に対応させるための費用を、歳入は市町村負担金を減額するものでございます。

次に、議第4号、平成28年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計

補正予算（第2号）についてでございます。

議案書の24ページをご覧くださいと存じます。

こちらは、平成28年度の特別高額医療費共同事業経費が当初見込みより増加したことにより行う補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ582万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,677億6,843万2,000円とするものでございます。

歳出につきましては、特別高額医療費共同事業拠出金を、歳入につきましては、前年度繰越金を増額するものでございます。

以上、一括上程をいただきました2議案につきまして、その概要を申し上げたところでございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論・採決に入ります。

討論・採決は1議案ごとに行います。

議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより議第3号の採決を行います。

議第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） 異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより議第4号の採決を行います。

議第4号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、議第5号、平成29年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について及び議第6号、平成29年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました平成29年度の一般会計予算案及び後期高齢者医療特別会計予算案について、ご審議をお願いするに当たり、その概要を申し上げ、議員並びに県民の皆様方のご協力とご理解を賜りたいと存じます。

まず、議第5号、平成29年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の30ページをご覧くださいと存じます。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億7,745万円でございます。前年度当初予算に比較しますと、率にして6.6%、金額にいたしますと4,175万3,000円の増となっております。

次に、第2条の一時借入金の最高額は1,000万円でございます。

初めに、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

議案書の35ページをご覧ください。

第1款、分担金及び負担金は、構成市町村の負担金6億6,687万3,000円で、規約に基づく負担割合でそれぞれご負担をいただくものでございます。

第2款、繰越金は1,056万3,000円で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出の主な事項についてご説明を申し上げます。

議案書の36ページをご覧ください。

第1款、議会費は議会の開催経費等104万7,000円でございます。

第2款、総務費は、派遣職員に係る人件費や事務所賃借料及び広域連合の運営に係る経費等1億2,038万9,000円でございます。

第3款、民生費は後期高齢者医療特別会計への事務費や人件費相当分の繰出金5億5,500万5,000円でございます。

続きまして、議第6号、平成29年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、議案書の51ページをご覧くださいと存じます。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,713億2,580万4,000円でございます。前年度当初予算に比較しますと、率にして3.7%、金額にいたしますと61億8,951万1,000円の増となっております。

次に、第2条の一時借入金の最高額は100億円でございます。

初めに、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

議案書の53ページをご覧くださいと存じます。

第1款、市町村負担金は307億9,345万円で、保険料負担金や療養給付費負担金及び保険料軽減に係る保険基盤安定負担金でございます。

第2款、国庫支出金は536億1,969万円で、療養給付費負担金や高額医療費負担金、広域連合間の財政力の不均衡等を調整する調整交付金、健康診査補助金、円滑運営臨時特例交付金等でございます。

第3款、県支出金は141億5,186万5,000円で、療養給付費負担金、高額医療費負担金や県との連携強化に係る保険者機能強化推進負担金等でございます。

第4款、支払基金交付金は709億6,284万8,000円で、保険給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金でございます。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金は4,736万7,000円で、400万円を超えるレセプトのうち200万円を超える部分について交付されるものでございます。

第8款、繰入金は5億5,600万5,000円で、事務費に係る一般会計からの繰入金と後期高齢者医療給付費等準備基金からの繰入金でございます。

第9款、繰越金は8億7,218万3,000円で、前年度繰越金でございます。

第10款、諸収入は3億2,094万8,000円で、交通事故等で加害者に医療費を求償する第三者納付金等でございます。

続きまして、歳出の主な事項についてご説明をいたします。

54ページをご覧くださいと存じます。

第1款、総務費は4億6,375万7,000円で、国保連合会に対するレセプト管理等の委託料や電算システムの運用経費、被保険者への広報経費、派遣職員に係る人件費負担金等でございます。

第2款、保険給付費は1,699億3,643万9,000円で、歳出の99.2%を占め、医療機関等や被保険者に支払う療養給付費や高額療養費、葬祭費、審査支払手数料等でございます。

第3款、財政安定化基金拠出金は6,500万円で、予定保険料収納額の不足や見込み以上の保険給付費の増加等に備え、県に設置されている財政安定化基金へ拠出をするものでございます。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金は7,376万3,000円でございます。

第5款、保健事業費は5億9,598万9,000円で、被保険者を対象として実施しております健康診査、口腔健診事業及びデータヘルス計画用データ分析委託料等の費用でございます。

第6款、医療費適正化事業費は1億3,231万4,000円で、レセプト点検委託料やジェネリック医薬品利用差額通知作成委託料、健康相談訪問指導委託料のほか、重複服薬者指導及び服薬情報通知委託料、柔道整復師等療養費支給申請書点検業務委託料等を計上しております。

以上、一括上程をいただきました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。どうぞよろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論・採決に入ります。

討論・採決は1議案ごとに行います。

議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより議第5号の採決を行います。

議第5号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより議第6号の採決を行います。

議第6号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、議第7号、奈良県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました議第7号、奈良県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画についてご説明を申し上げます。

議案書の73ページをご覧くださいと存じます。

本案の広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合及び関係市町村が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら実施する基本的な事項等について定めたものでございます。

現在の広域計画の期間が平成28年度で満了することに伴い、平成29年度以降の計画を作成するものでございます。

作成に当たりましては、広域連合規約第5条の規定により、広域連合及び関係市町村が行う事務並びに広域計画の期間について記載をいたしております。計画期間につきましては、平成29年度から平成33年度までの5年間とするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑は終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） 異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

よって、本定例会はこれで閉じることいたします。

議員各位には、慎重なるご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

理事者におかれましては、今後も後期高齢者医療制度の円滑な運営に努力されるよう期待するものでございます。

閉会に当たり、広域連合長より挨拶がございます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、本日の議会にご提案申し上げました案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案どおりご議決を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今後も県や各市町村との連携を密にとりながら、安定的かつ円滑な制度運営に努めてまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましても、今後ともなお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（札辻輝巳君） それでは、これをもって平成29年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。ご協力ありがとうございました。

閉 会 午後2時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長

札 辻 輝 巳

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

伊 木 まり子

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

森 田 瞳